

飼養衛生管理基準(豚・いのしし)の改正について

令和2年3月9日付で、飼養衛生管理基準（豚・いのしし）の改正が公布されました。令和2年7月1日に施行されます。
(一部の取組については、猶予期間が設定されています。)

主な改正項目

- (1) 家畜の所有者の責務を新設
(家畜の伝染病の発生の予防・まん延防止に対する責任) **R3.4.1施行**
- (2) 飼養衛生管理マニュアル作成・従業員等への周知徹底を新設
(物品の持ち込み、更衣、消毒の方法や種類、作用時間等について)
- (3) 野生動物で家畜伝染病が感染確認された地域での追加措置
(農場への立ち入り制限、安全な資材の利用、畜舎毎の衣服の交換等)
- (4) 衛生管理区域の考え方を明確化 (柵等で境界を明瞭化等)
- (5) 放牧制限の準備措置を追加 **R3.4.1施行**
(放牧制限となった場合、畜舎の確保や出荷・移動の準備をする)
- (6) 愛玩動物の飼養禁止
- (7) 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置 **R2.11.1施行**
(防護柵の設置・修繕・周囲の除草を徹底)
- (8) 畜舎への野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検、修繕
- (9) 肉を扱う事業所等から排出される食品残渣の飼養利用時の処理・管理方法を改正 **R3.4.1施行**
- (10) 更衣や車両乗降時の交差汚染防止措置
- (11) 畜舎毎の専用衣服・靴の使用
- (12) 衛生管理区域から搬出する物品の消毒を追加

沖縄県うるま市で発生した豚熱(7例目)は
3月15日に防疫措置が完了しました。
引き続き、防疫対策の徹底をお願いします!

☆ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください

東濃家畜保健衛生所

TEL : 0573-26-1111 (内395) FAX : 0573-25-7669

E-mail : c24507@pref.gifu.lg.jp

